

いじめ防止基本方針



上野村立上野中学校

令和7年4月

上野中学校いじめ防止基本方針

《 目 次 》

1. いじめの基本的な認識（定義）	p. 1
2. いじめの未然防止に関すること	p. 1
(1) 居場所づくり	
(2) 絆づくり	
(3) 学校・家庭・地域等の体制づくり	
3. いじめの早期発見に関すること	p. 3
(1) いじめを発見する手だて（いじめの実態把握）	
(2) 学級内の人間関係の客観的な把握	
(3) いじめを訴えることの意義と手段の周知	
(4) 保護者や地域からの情報提供	
4. いじめへの対処に関すること	p. 4
(1) 組織的な対応の展開	
(2) 再発防止に向けて	
5. 重大事態への対処について	p. 5
(1) 重大事態とは	
(2) 重大事態フロー図	
6. 保護者、地域等との連携	p. 6
(1) 未然防止の観点から	
(2) いじめの対処において	
7. いじめの解消	p. 7

上野村立上野中学校いじめ防止基本方針

令和7年度

上野中学校では、保護者や地域、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組めます。また、生徒がいじめを受けていると思われるときは、早期解決に向けて、適切かつ速やかに対処します。

1. いじめの基本的な認識（定義）

「いじめ防止対策推進法」「群馬県いじめ防止基本方針」を受けて、いじめに対する基本的な認識を以下のとおりとする。

本校では、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という基本的な認識をすべての生徒、保護者、全教職員が共有し、いじめのない温かな人間関係を作り上げる努力を、全教育活動を通じて推進していく。

- (1) 「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- (3) いじめは、人間として絶対に許されない、卑怯な行為であり、重大な人権侵害であるとともに、時として、犯罪行為である。
- (4) いじめの根絶は、学校だけでなく、生徒、家庭、地域、関係する機関等が一体となり取り組むことにより、完結するものである。
- (5) いじめの根絶は、学校、家庭、地域、関係する機関等が協力し、大人たちが「いじめのない社会をつくる」という認識の共有が不可欠である。

2. いじめの未然防止に関すること

(1) 居場所づくり

生徒が「安心感」「自己存在感」「満足感」「自己有用感」をもてる場所や機会を整備し、いじめが起りにくい土壌をつくる。

① 学習指導の充実

- ・「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」という、生徒指導の3つの機能を活かした授業づくりに全教職員で取り組む。
- ・一つのことをやりきれる時間を保障し、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・少人数学級の特性を生かし、全ての生徒が活躍できる場を設ける。
- ・生徒の発言やがんばり、よさを多面的に認める。
- ・生徒同士で認め合える場を設定する。
- ・授業中の多様な発言や自分と異なる意見などから学ぶ姿勢や態度を育てる。

② 環境づくり

< 学校環境 >

- ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」、いじめ防止ポスター等を校内に掲示し、いじめ防止の気運の醸成を図る。
- ・学校行事や生徒会活動等で生徒が活躍した様子を掲示して紹介する。
- ・特別教室や廊下の美化に努め、母校に誇りをもってすがすがしく過ごせる環境を守る。

<教室環境>

- ・一人一人の生徒が学級に所属感をもてるような掲示物を工夫する。
- ・机、ロッカー等の整理整頓に心掛け、気持ち良い学習環境を保障する。

③人権教育の充実

<常時指導>

- ・人権教育の基盤をなす「常時指導」(常にお互いを大切にすする指導)を授業や給食、清掃、休み時間等、生徒が学校で過ごす全ての場面において行い、互いのよさを認め合える温かい学級・学校の雰囲気づくりを進める。
- ・人権教育の全体計画や年間指導計画の活用、見直し・改善を通して、授業や学校行事等と人権教育との関連を図りながら指導する。

<教職員の人権感覚>

- ・生徒一人一人の尊さを自覚し、かけがえのない一人の人間として接する教職員の姿勢そのものが、人権教育の最も大切な部分である。
- ・人権感覚を高め、言動でいじめを誘発・助長・黙認するようなことがないよう細心の注意を払う。

④道徳教育の充実

- ・学校の教育活動全体で生徒の道徳性を育む。
- ・規範意識、友情、思いやり、寛容、誠実、公正公平、親切、勇気など、いじめの未然防止に関連した様々な道徳的価値について生徒がじっくりと考えを深められるようにする。
- ・授業の中で、自己を振り返り、生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育てていく。

(2)絆づくり

生徒が主体的に行う活動を通して、人と関わることを喜びと感じる場や機会をつくり、生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自ら活動できる集団をつくる。

①特別活動の充実

<学級活動>

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の方法等について話し合い、学級全体による集団決定や一人一人の自己決定を経て、いじめ防止へ向けた具体的な取組を実践する。
- ・話し合いの議題の選定から司会までをすべての生徒に経験させ、いじめにつながるような学級の諸問題を自分たちで解決していこうとする自発的・自治的な能力を育てる。

<生徒会活動>

- ・アンケート結果などを基にして、生徒がいじめ問題を主体的に考え、自主的ないじめ防止につながるような取組を推進する。
- ・縦割りの話し合い活動やピア・サポート活動等を取り入れ、よりよい人間関係づくりを構築する。
- ・ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を受け、自校のいじめ防止スローガンやいじめ防止宣言を決定し、学校全体として統一した取組を進める。
- ・小中連携を軸にし、中学校区として統一した取組を行う。

<学校行事>

- ・異年齢交流活動や校外における自然や文化などに親しむ集団活動を通して、互いを思いやったり、共に協力し合ったりするなどの人間関係を築く。
- ・全ての生徒が活躍できる場面をつくりだし、生徒の自己有用感を高めることで、いじめに向かわない生徒を育成する。

<部活動>

異年齢集団による自発的、自治的な活動を効果的に展開することを通して、リーダーシップやメンバーシップを意識させたり、役割分担の必要性に気付かせたりして、異年齢の他者ともよりよい人間関係を築くことができるようにする。

(3)学校・家庭・地域等の体制づくり

学校の指導体制を充実させ、家庭・地域・関係機関の理解と協力を得て、生徒の健全育成に取り組む体制づくりを構築する。

①学校体制の充実

- ・日頃から生徒の学校生活の様子に目を配り、よい表れやよい行動を積極的に認めたり、言葉に出して具体的な言葉をかけたりする。
- ・悩みや不安を抱える生徒には、共感的に関わり、自らの力で解決できるような助言や支援に努める。
- ・生徒の家庭環境や友人関係、生活の様子等の情報を共有し、組織的な指導、支援を行う。
- ・その日にあった個人や集団のよい取組や努力などを教職員間で情報交換し、積極的に賞賛する。
- ・養護教諭やスクールカウンセラー、相談員等と情報を共有する。

②学校を越えた連携

- ・保、小、中、高、特別支援学校との連携を大切にし、生徒の生活全般や家庭環境、生育歴等の情報交換を行い、スムーズな受け入れができるようにする。
- ・校種を超えて、地区の児童生徒が集まったいじめ防止会議や交流活動を行う。

3. いじめの早期発見に関すること

(1) いじめを発見する手だて（いじめの実態把握）

①教師と児童生徒との日常の交流をとおした発見

生活ノートにおけるかかわりやチャンス相談、休み時間や昼休み、放課後等の接する機会に、気になる様子に目を配る。

②複数の教員の目による発見

- ・多くの教職員が様々な教育活動を通して生徒にかかわることにより、発見の機会を多くする。
- ・教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、生徒のトイレを利用したりすることも、気になる場面の発見につながる。
- ・休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行い、いじめ等の早期発見に努める。

③アンケート調査

- ・悩み事を含めた「学校生活アンケート」を月1回実施し、実態把握に努める。
- ・学年始めや長期休業明けなど、生徒の人間関係に変化が訪れる時期や、学年末など不安を感じる頃には、特に丁寧なアンケート調査を行う。

④教育相談をとおした把握

- ・学校全体として定期的な面談の実施や、生徒が希望をする時には面談ができる体制を整えておく。
- ・面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等、専門的な立場からの助言を得る。

⑤生徒会が主体となった取組

生徒会活動の中で、いじめ防止を訴え、解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組めるよう支援する。

(2) 学級内の人間関係の客観的な把握

学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもあるので、担任の思い込みを避けるために、教師の間の情報交換や各種調査による点検を行う。

(3) いじめを訴えることの意義と手段の周知

①「SOS の出し方に関する教育」を実施し、いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。

②学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。

- ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいこと。
- ・生徒指導担当やスクールカウンセラー、相談員等への相談の申し込み方法。
- ・学校の電話番号やメールアドレスを周知し、様々な方法で相談できること。

③関係機関（警察の相談機関等）へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。

- ・関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知。
- ・相談カード等を所持しているかの確認。

④匿名による訴えへの対応

- ・匿名で訴えたい気持ちに理解を示すとともに、早期に確実にいじめを解決するためには、氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して、相談者の意向に添った対応をする。

(4) 保護者や地域からの情報提供

- ①日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。
- ②保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておく。

4. いじめへの対処に関すること

(1) 組織的な対応の展開

①いじめ対策委員会の設置

校長・教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、学年担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、事案に応じて柔軟に編成する。校医、スクールサポーター、民生児童委員、人権擁護委員等、実態に応じて構成員を追加する。

②いじめの情報（気になる情報）のキャッチ

③対応方針の決定・役割分担

④事実の究明と支援・指導

⑤いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

ア 被害者（いじめられている生徒）への対応

【基本的な姿勢】

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられている生徒の味方になる。
- ・生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。【事実の確認】
- ・担任を中心に、生徒が話しやすい教師が対応する。
- ・いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。【支援】
- ・学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒のよさや優れているところを認め、励ます。
- ・いじめている生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- ・学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教える。
- ・自己肯定感を回復できるよう授業、学級活動等での活躍の場や友人との関係づくりを支援する。

イ 加害者（いじめている生徒）への対応

【基本的な姿勢】

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。【事実の確認】
- ・対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。【指導】
- ・被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- ・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。【経過観察等】
- ・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

ウ 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。【事実確認】

- ・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る大切な行為であることを伝える。【指導】
- ・周囲で、はやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。【経過観察等】
- ・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

(2)再発防止に向けて

- ①「いじめ対策委員会」を随時開催し、共通理解を図る。
- ②複数の教師で子どもを見るために、交換授業や合同授業を推進するなどの指導体制の整備をする。

5. 重大事態への対処について

(1)重大事態とは

①いじめにより被害生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事案

生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害（金銭の強要や器物損壊など）を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などが想定される。

②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席した事案

相当の期間については、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間（6日以上）連続して欠席しているような場合は、迅速に対応する必要がある。

③その他のいじめ事案

いじめの被害生徒または保護者が、精神的被害が重大であると申し立てている事案についても同様に調査を開始する必要がある。

(2)重大事態対応フロー図

ここでは、いじめ防止等のための校内組織が、発見されたいじめに対して、いじめの程度や状況によって組織的適切な対応ができるようフローチャートを示す。

①いじめの疑いに関する情報

ア いじめ防止対策第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有

イ いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

②重大事態の発生 ※学校設置者に重大事態の発生を報告

ア 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

ウ 「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

③学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

A. 学校を調査主体とした場合（学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる）

ア 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

※いじめ防止対策第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考える。

イ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※たとえ調査主体に不都合があったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
※得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

エ 調査結果を学校の設置者に報告(※設置者から地方公共団体の長等に報告)

※いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

オ 調査結果を踏まえた必要な措置

B. 学校の設置者が調査主体となる場合

ア 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

※「群馬県公立学校いじめ問題等調査委員会」を活用する。
※自殺の疑いがある事態が起きた場合は、文部科学省作成の『子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き』(平成22年3月)を参考に対応する。

イ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
※たとえ調査主体に不都合があったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
※得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。
※設置者は校長を補佐するため、指導主事を集中的に派遣することを検討する。また、学校の要請に基づき、県教育委員会が設置しているスクールカウンセラー、スーパーバイザー等の活用を図る。

エ 調査結果を学校に報告

※いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

オ 調査結果を踏まえた必要な措置

6. 保護者、地域等との連携

(1) 未然防止の視点から

① 学校を越えた連携

- ・保、小、中、高、特別支援学校との連携を大切にし、生徒の生活全般や家庭環境、生育歴等の情報交換を行い、スムーズな受け入れができるようにする。
- ・校種を超えて、地区の児童生徒が集まったいじめ防止会議や交流活動を行う。

② 学校・家庭・地域の連携

- ・PTA の会議や保護者会、家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を

行う。

- ・学校だより、学級だより等を通して学校の様子を常に発信するとともに協力を呼びかけ、保護者との連携を推進する。
- ・日頃から、保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、学校の指導に対しての理解・協力を得られるようにする。
- ・青少年育成推進員、民生児童委員、人権擁護委員等と連携し、いじめ防止対策に努める。
- ・学校評価において、学校におけるいじめ防止等の取組状況を評価項目に位置づける。

③関係機関との連携

- ・警察等の関係機関とは、何か問題が起きてから連絡するのではなく、非行防止教室など未然防止の視点からも連携を図る。
- ・学校と警察のパイプ役として学校をサポートする青少年育成センターとの連携も行う。
- ・教育分野のネットワークだけでなく、福祉分野や保健分野のネットワークも大切にする。

(2) いじめの対処において

① いじめられている子どもの保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

② いじめている子どもの保護者との連携

- ・事情聴取後、事実の確認をし、事実を経過とともに伝える。
- ・相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなり得ることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

③保護者との日常的な連携

- ・年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- ・いじめや暴力の問題発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

④関係機関との連携

- ・深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。
- ・日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする。

7. いじめの解消

いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合とする。(2つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。)

- (1) 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が少なくとも3カ月止んでいる場合。
- (2) 被害者がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められる場合。
(被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談等により判断する。)

※「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する。